

岸和田市公共施設予約システムについて

◎「岸和田市公共施設予約システム」

市内にある公共施設のご利用の予約や使用料の支払いがより簡便に行えることにより、ご利用の機会の拡大や均等化を図ることを主な目的として、令和4年（2022年）2月から稼動しています。

このシステムにより、インターネットからスポーツ施設のご利用の抽選申込や利用申請ができるとともに、利用料金の口座振替による自動引落が行えます。

利用者登録 ※裏面もございます。必ずご一読ください。

◎このシステムを利用してスポーツ施設を使用し、利用料金を口座振替による自動引落により処理するためには、事前に利用者登録をしていただく必要があります。

◎利用者登録のできる人（団体登録の場合は代表者）

- （ １ ）年齢が15歳以上の人（中学生以下は登録できません）
- （ ２ ）次の金融機関で預金口座振替を承諾されている人（可能な限り市内又は近隣店舗をご利用ください）

池田泉州銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行・りそな銀行・いずみの農業協同組合

◎登録の種類

- （ １ ）グラウンド・テニスコートを利用……個人単位での登録となります。また、登録に際しては、市内に居住し、又は在勤・在学されているかどうかを確認させていただきます。（市外の方も登録することができますが、施設利用の抽選申込に参加することはできません。空き施設の利用申請等でこのシステムを利用していただくことができます。）
- （ ２ ）体育館を利用……団体単位での登録となります。代表者の方の預金口座が口座振替の対象になります。

◎登録申請の方法

✂ 便利でおすすめ ✂

お越しになる前に

まずは 仮登録 を！

準備するもの

- ・スマートフォンまたはパソコン
- ・メールアドレス
- ・利用者ID（半角英数字6～10桁以内）
- ・パスワード（半角英数字6～20文字以内）

岸和田市公共施設予約システムホームページはこちら



岸和田市公共施設予約システムで検索

STEP 01

メールアドレスの登録



岸和田市公共施設予約システムホームページで新規登録（ID・パスワード発行申請）よりメールアドレスを入力。入力したメールアドレスに「施設予約サービスからのお知らせ」が届きます。届いたURLより仮登録手続きを進めてください。

STEP 02

仮登録



利用者ID・氏名・住所・パスワードなど必要事項を入力してください。入力後、利用登録申請書（3枚）のデータを出力（入手）してください。
※仮登録ができない場合は、岸和田市スポーツ振興課ホームページ公共施設予約システム各種様式より印刷、又は総合体育館で申請書用紙を入手してください。

STEP 03

利用登録申請書印刷



申請書は「岸和田市スポーツ施設使用料等預金口座振替納入依頼書」と「岸和田市公共施設予約システム利用登録申請書（正本・本人控）」の計3枚となります。プリンタがない場合でもコンビニマルチコピー機でプリントすることができます。詳しくは各コンビニサイトをご確認ください。

STEP 04

上記指定の金融機関へ



口座番号等を記入、銀行届出印を押印のうえ、預金口座振替手続きをしてください。
申請書のうち1枚は金融機関が保管するため「岸和田市公共施設予約システム利用登録申請書（正本・本人控）」の2枚を受け取り、金融機関承認印があるか必ずご確認ください。

STEP 05

本登録



金融機関承認印が押印された申請書（正本・本人控）と本人確認書類を持って、総合体育館受付へお越しください。本人が来られない場合は同居家族の方が代理人として手続きすることが出来ます。本人からの代理権授与通知書と、本人確認書類及び代理人本人確認書類をご持参ください。

◎有効期間等

登録した日から3年後までが有効期間となり、その後一定期間利用がなければ自動的に廃止となります。

◎施設の利用申込方法

手 続	対象施設	対象期間等
抽選の申込み	総合体育館、中央体育館	利用月の3か月前の10～19日 （1カ月につき50コマまで）
	運動広場、テニスコート	利用月の2カ月前の10～19日 ※市内登録者のみ申込み可能 （1カ月につき50コマまで）
抽選	全施設	毎月20日
抽選結果の確認と 当選施設の予約	総合体育館、中央体育館	利用月の3カ月前の21日～28日
	運動広場、テニスコート	利用月の2カ月前の21日～28日
空き施設の予約	総合体育館	利用月の2カ月前の1日～利用する当日まで
	中央体育館	利用月の2カ月前の1日～利用する日の14日前まで
	運動広場、テニスコート	利用月の前月の1日～利用する当日まで
予約の取消し	全施設	利用日の22日前までの取消しは無料
		利用日の21日前から2日前までの取消しは 使用料の50%を徴収
	総合体育館、中央体育館	利用日の前日・当日の取消しは 使用料を100%徴収
		利用日の21日前から前日までの取消しは 使用料の50%を徴収
		利用日の当日の取消しは 使用料を100%徴収
施設のご利用	受付にお越しください。	
施設使用料の 支払い	利用月の翌月の18日。 （金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に振替を行います。）	

◎登録内容の変更および登録の廃止について

変更する内容に応じて、銀行での手続きが必要であったり、手続きできる日程等に制限がある場合があります。団体登録代表者を変更される場合は、「岸和田市公共施設予約システム 団体登録代表者変更届」及び「岸和田市公共施設予約システム利用登録申請書」を記入のうえ、新代表者の方が窓口にお越しください。なお、現在予約している内容及び抽選の申請、利用申請に係る使用料の引落とし等、岸和田市公共施設予約システムに係る利用権限・責任のすべてを新代表者に移譲し、変更手続きを行うものとします。変更手続きを行うことによって何らかの問題が生じた場合には、現代表者に代わり、新代表者に責任をもって対応していただきます。

◎登録種別

個人登録・・・グラウンドとテニスコートが利用できます。

市内在住・在勤・在学の方は「市内登録」となり、抽選申し込みができますが、
それ以外の方は「市外登録」となり抽選には参加できません。
申請者本人の口座で登録します。

団体登録・・・体育館が利用できます。

チーム名・代表者・副代表者を決め、2人以上の団体で登録できます。
「市内」・「市外」に関わらず抽選に参加できます。
代表者の口座で登録します。

◎対象スポーツ施設

施設の種別	施設の名称	登録の種別
体育館	総合体育館・総合体育館(集会施設)・中央体育館・南公園・中央公園管理棟・浜工業公園管理棟(臨海会館)	団体登録
グラウンド	中央公園スポーツ広場・浜工業公園球技広場（１・２）・牛ノ口公園運動広場・葛城運動広場・春木運動広場・八木運動広場・久米田公園運動広場	個人登録
テニスコート	中央公園・浜工業公園・牛ノ口公園・野田公園・春木台場・葛城の各テニスコート	個人登録

◎登録手続きについて

- ① 「岸和田市スポーツ施設使用料等預金口座振替納入依頼書」および「岸和田市公共施設予約システム利用登録申請書」に必要事項を記入し、所定の金融機関（裏面参照）で手続きをします。
- ② 金融機関での手続きが終わった後、必要な書類等を持って総合体育館の窓口で登録手続きを行います。

●個人登録で申請者本人が来る場合

- ☐ 申請書（１・２枚目 金融機関承認印が押印されているもの）
- ☐ 申請者自身の本人確認ができるもの（運転免許証など）

● 団体登録で代表者本人が来る場合

- ☐ 申請書（同上）
- ☐ 団体代表者の本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ☐ 団体登録カード（登録構成員の情報が記入済みのもの）
- ☐ 団体登録代表者変更届（団体登録の代表者を変更する場合は上記書類に加えて提出してください）
※処理の都合上、毎月５日～10日は口座登録変更手続きが出来ません。そのため、代表者変更手続きをされる場合は、上記期間以外にお越しくださいますようお願いいたします。

問い合わせ先

○岸和田市総合体育館

〒596-0044 岸和田市西之内町 45 番 1 号 電話 072-441-9200

※お問い合わせは、午前9時から午後9時30分までの時間帯（日曜・祝日は午後5時まで）
（月1回不定休・12月29日～1月2日は除く）にお願いします。

-----<切り取り線>-----

代 理 権 授 与 通 知 書

岸和田市長 様 年 月 日

本 人	住 所			
	氏 名	Ⓜ		
	電話番号	【自宅】【携帯】		

私に係る、岸和田市スポーツ施設使用料等預金口座振替納入、予約システム利用者登録（申請・変更・廃止）届出につき、下記の者を私の代理人と定め、その権限を委任したので通知します。

代 理 人	住 所				
	氏 名	Ⓜ			
	生年月日	年	月	日	本人との続柄
	電話番号	【自宅】【携帯】			

注1) 申請者本人が申請に来られない場合、同居家族の方が代理人として手続きをすることができます。
本人からの代理権授与通知書、本人の身分証明書（運転免許証等、コピー可）、代理人の本人確認
ができるものをお持ちください。登録手続きについて、詳しくは「岸和田市公共施設予約システム
利用登録案内（公園・スポーツ施設版）」を確認してください。

注2) 申し込み内容の確認のため、本人または代理人へご連絡させていただく場合があります。